

# 青年の家使用料

令和2年4月1日から

区分	利用時間			特記事項
	8:30~12:30	12:30~17:00	17:00~22:00	
調理実習室	1,300円	1,400円	1,600円	調理台1台210円加算（調理器具及び食器類の使用を含む。）
和室（1室）	720円	960円	1,200円	
研修室（1室）	720円	960円	1,200円	
集会室	720円	960円	1,200円	
視聴覚室	1,440円	1,800円	3,000円	視聴覚器具を利用する場合は、1.5倍の額とする。
体育室	1,440円	3,000円	4,500円	

## 備考

- 1 利用者が市内居住者（市内に在住、在学若しくは在勤する者又は所在する団体をいう。以下同じ。）以外のものである場合の使用料は、この表に掲げる使用料の1.5倍の額とする。
- 2 利用者が市内居住者であって、かつ、営利を目的とする場合の使用料は、この表に掲げる使用料の2倍の額とする。
- 3 利用者が市内居住者以外のものであって、かつ、営利を目的とする場合の使用料は、この表に掲げる使用料の3倍の額とする。
- 4 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てる。